

電子納品に関する特記仕様書

平成30年4月
横浜市交通局

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、工事の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品要領 土木編：（以下「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副各1部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 土木工事編」を参考にするものとする。
- 3 工事完成図書の提出の際には、横浜市電子納品チェッカー（横浜市ホームページ「財政局 公共施設・事業調整課」よりダウンロードして使用すること）によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。